

御存じですか？

# 相・続・登・記・が

# 義・務・化

令和6年  
4月1日  
から

さ・れ・ま・す



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

登記申請は  
お早めに！

お済みじゃないんですか？！

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。

もう登記せずにはいられない！



詳しくは、東京法務局ホームページ  
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局

# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！



## Q1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続 登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。**

## Q2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。**法務局に申請する必要があります。

**正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。**

**遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。**

## Q3 義務化が始まるのは、いつからですか？ 始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、**令和6年4月1日から**始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります**（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

## Q4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の中で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局に

とって、義務を果たすこともできます。  
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い  
がまとまった

遺産分割の結果に基づく相続登記  
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要（※）

早期に遺産分割を  
することが困難

相続人申告登記  
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、**令和9年3月31日まで**にする必要

詳しくは**東京法務局又は  
法務省ホームページ**をご覧ください。

**東京法務局ホームページ**

登記手続のご案内や  
「相続登記ガイドブック」  
を掲載しています。



**法務省ホームページ**

新制度を紹介する  
漫画等を掲載しています。



●**専門家（司法書士・土地  
家屋調査士）に相談**したい  
場合は、こちらをご覧ください。

**東京司法書士会ホームページ**

（司法書士は相続登記の



専門家です。

無料相談のご案内はこちら）

**東京土地家屋調査士会  
ホームページ**

（土地の境界や分筆  
登記、未登記建物の  
登記手続などに関するご案内）

